

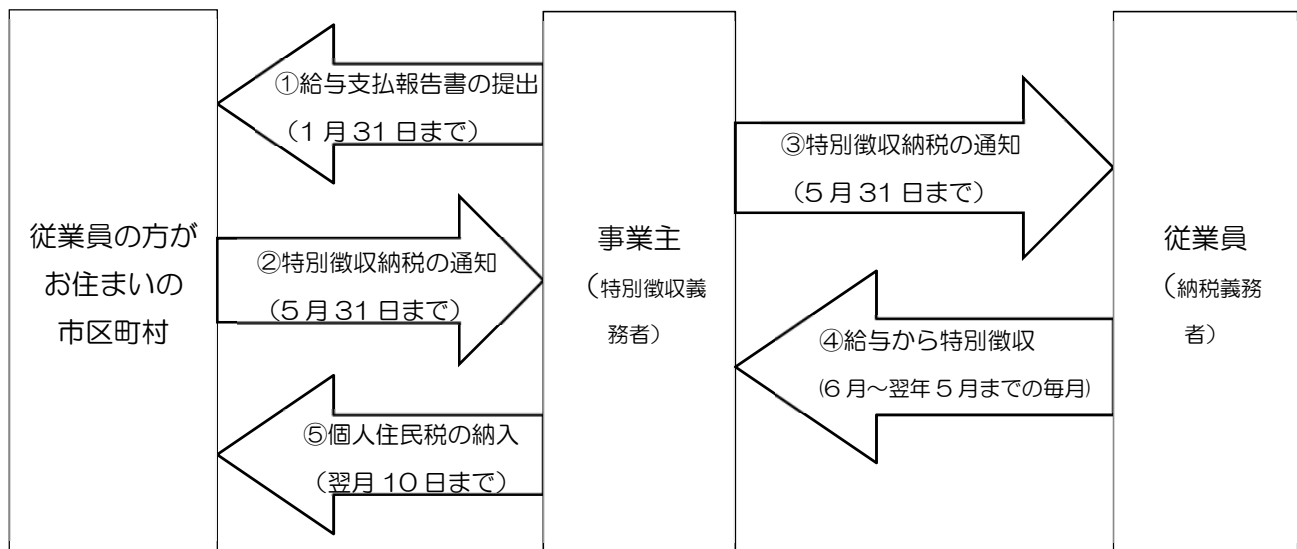
／事業主のみなさん／

個人住民税は特別徴収で納めましょう

個人住民税の特別徴収とは？

- 個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、納入していただく制度です。
- 事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります（地方税法第321条の4）。

特別徴収制度のしくみ



基本的な手続きの流れ

①給与支払い報告書の提出

毎年1月1日現在において給与の支払いをしている事業主で、所得税の源泉徴収をする義務のある事業主は、1月31日までに「給与支払報告書」を、給与の支払いを受けている方が1月1日現在お住まいの市町村に提出する必要があります。また、年の途中で退職した方についても提出する必要があります。

②特別徴収税額決定書の送付と納入方法

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月給料から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入してください。

※納期の特例について

従業員が常時10名未満の事務所は、申請により年12回の納期を年2回とすることができます。

税は皆様の生活を支える大切な財源です。

詳しくは、古座川町役場住民生活課住民税係までお問い合わせください。(TEL 0735-72-0180)